

# 令和5年（2023年度） 事業計画

## I 甲賀会基本方針

全国的な介護人材不足は顕著となっています。現役世代の減少は介護業界のみならず全産業に及んでおり、収入の上限を決められている介護保険施設ではインフレに対応した給与アップは見込めません。山間地域の介護施設は人員不足を理由に次々と閉鎖を余儀なくされており、事業者側としても人員流出に対応するための体力がない事業所は今後ますます淘汰されていくと思われま

す。利用者の獲得についても困難な状況になっています。こちらも全国的に入所系施設の増加により、地域で暮らす高齢者が減少しており、居宅系サービスの衰退が心配されます。国の方針は小規模多機能型居宅介護に代表される複合型サービスの強化を図る事としています。訪問介護員に設けられている資格要件や回数制限、デイサービスの時間制限、回数制限を受けずに組み合わせ提供できるため提供側も受け手側も利用に都合が良いことが特徴ですが、働き手の高齢化や料金体系、サービス提供体制の困難さなど課題が多いことも事実です。甲賀町には小規模多機能ホームあかりしかないため需要は一定程度ありますが、サービスの質の向上を続けていかなくてははいけません。

当法人施設に於いては40年以上の運営実績がありますが、その結果として属人的な業務分担が多く、体系だった組織運営が出来ていない事が大きな問題点として浮き彫りとなってきました。

各種外部研修への参加は継続し、施設内の統治については階層別に段階を経るような研修体系を構築する事が急務となっています。規律に沿った対応と一定のルールの順守が利用者への利益と職員の安心できる就労場所の両立となるため、職員全員が内部統治を実現できるように努めなければいけません。

ICTの技術は日進月歩ではあるものの、介護業界の生産性を飛躍的に向上させるものはなかなか散見できていない。あくまでも介護職員の補助的な役割を果たす事が中心であり、今後の開発が期待される。介護職員の身体的負担の軽減を図る機器は使い方間違えると事故に繋がりがねずまた、習得に時間が掛かる。費用も高額なためなかなか導入する事に躊躇してしまうところですが、良品を選定し介護負担の軽減と利用者の幸福に資する製品の導入を続けてまいります。

## Ⅱ 特別養護老人ホーム

### 基本方針

介護人材の育成を第一課題とし、規程、基盤の整備を進めます。良好な職場環境を構築し、人材の流出を防ぎ、次代を担う人材育成を行います。

人材の育成には、各種資格の取得を後押しする体制の構築を進め、介護報酬上の各種加算の算定に必要な人員の確保、今後事業拡大を行った場合に対応し得る管理者の育成も含んだ法人の成長も含めた体制構築が必要です。

同時に、抱え上げない介護を推奨します。利用者、職員に身体的負担を掛けない、安全安心な介護を目指します。

新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行しますが、ウイルスはそのままであり、一度クラスターが発生すると施設ダメージは大きく蔓延防止が重要な事項なため、情報収集に努め感染拡大を未然に防ぐよう職員への教育を引き続き行います。

### 活動計画

- ・年間稼働率 97.0% 延べ17,700人（入退院当日及び措置入所者含む）  
空床は月平均1.5人以内（入院期間含む）
- ・平均要介護度3.9
- ・加算の算定  
栄養マネジメント強化加算、口腔衛生管理加算、日常生活継続支援加算、  
看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、夜勤職員配置加算Ⅲ、処遇改善加算Ⅰ  
特定処遇改善加算Ⅰ、科学的介護推進体制加算

### サービス提供の具体的事項

前年と同様に、日常の生活リズムについて、24時間シートを作成・見直しをし、その方のリズムを重視したスケジュールとする。起床から就寝を当人に合わせる。

食事について起床時間に合わせて朝食を提供し、パン又はご飯の提供を選択してもらう。昼食や夕食は食品衛生の関係である程度提供時間に制限が生じるが、一斉に提供せず好きな時間に召し上がっていただけるよう工夫する。

国の新たな試み「LIFE」への情報提供を行い、フィードバックに対する計画の見直しを行い、科学的根拠に基づいたケアの実践を行う。

職員の腰痛予防、離職予防に対する介護ロボットやICT化を促進させるとともに、

感染症対策に力を入れた関わりを重視して生活の場として安定感を持って対処する。

### Ⅲ 短期入所生活介護

#### 基本方針

短期利用はご家族の介護負担を軽減する目的において、地域で担う役割は大きい。担当ケアマネジャーの作成するケアプランに則り、ご利用者、ご家族の希望する生活の継続を支援できるよう施設介護計画を作成し、同意を得てサービスの提供にあたる。

感染症の持ち込みリスクの高いショートステイでは、特養とフロアを一にしているため、より細やかな感染予防対策が必要となる。

地域に密着した対応、ニーズに合ったサービスの提供ができるように創意工夫する。

#### 活動計画

- ・年間稼働率 80.0% 延べ 2,920 人（特養空床利用含む）
- ・平均要介護度 3.3
- ・加算の算定

サービス提供体制強化加算Ⅱ、看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ  
夜勤職員配置加算Ⅲ、処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ

### Ⅳ 地域密着型通所介護事業

#### 基本方針

新型コロナウイルス感染症は、家庭内感染が半数を占めています。在宅からサービスを利用するデイの利用者の感染対策は厳重に行う必要があります。身体を使ったレクリエーションはソーシャルディスタンスが非常に困難になりますが、新しい生活様式と共に、新しいレクリエーションの形や身体機能の減退を予防する活動を検討していかねばなりません。

デイサービスセンターの大きな目玉の入浴について、浴室の老朽化とともに職員の負担軽減を図る必要が出て来ており、新たな機器またはリフトの設置を検討して、安心して入浴していただける環境を検討していきます。

## 活動計画

通所介護事業及び介護予防・日常生活総合支援事業

- ・年間稼働率 70.0% 延べ 3,187 人（253 日営業）
- ・平均要介護度 2.9
- ・加算の算定

サービス提供体制強化加算Ⅰ、入浴加算、科学的介護推進体制加算

栄養アセスメント加算、処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ

## サービス提供の具体的事項

入浴、排泄、食事の援助は生活リハビリの一つとして、担当職員がご本人の特徴を理解し、安全に「できる事」は自分でしていただけるよう実施する。

送迎時を含め、ご利用者との関わりのある場面では常に感染リスクが伴っている。些細な事でも情報の共有を行い、一人一人が危機管理意識を持ち援助にあたる。

## V 居宅介護支援

### 基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように配慮し、保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に提供できるよう、相談・連絡・調整に努める。地域包括支援センターより甲賀町内の要支援者の紹介を受け、要介護状態へ悪化しないようプランの作成を行い、要介護状態へ移行した際は、継続したサービスの提供を行うと共に、小規模多機能ホームあかりへの紹介等を実施し、在宅生活の継続を図る。

甲賀町では高齢化率が高く、居宅介護支援のニーズは高い。利用者の増に伴いケアマネジャーの負担が増えているため、ケアマネの増員を図り安定した経営に努めていきたい。

## 活動計画

- ・年間計画作成数 延べ 840 件、月平均 70 件（ケアマネ 2 名）

## VI 小規模多機能型居宅介護事業 《あかり》

### 基本方針

通い、泊まり、訪問を同じ職員が対応する形態の事業のため、職員の応募自体が少ない。ただ、特殊な事業所であるため地域福祉の貢献を希望する方からの注目度は高い。定期的な情報発信等を行い、機会損失の無いように努める。

小規模多機能型居宅介護の利用の申し込みが停滞している。居宅介護支援との連携や病院等への営業活動により新規利用者の獲得が可能となるため活動内容を強化したい訪問での対応は感染症拡大のリスクとなることが多く慎重に行う必要がる。サービスの性質上、自由度が高い分だけ事業所に係る負担も増えており、他サービスを参考に制限を設ける。

### 活動計画

- ・年間登録者 70.0%
- ・平均要介護 2.2
- ・加算の算定

総合マネジメント体制加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ、  
認知症加算Ⅰ、認知症加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅲ、特定処遇改善加算Ⅱ

### サービス提供の具体的事項

サービス提供は自由度が高いが、一定のスケジュールを提示したうえで利用者を選択していただく。

他の居宅サービスであれば回数等の制限があるように、小規模多機能においても一定の回数の目安を提示する。多くのサービス提供は事業所の負担のみならず、利用者の自律の妨げになってしまう可能性もあるため、過剰サービス防止の観点から取り入れる。

大原中自治振興会や大原中区と連携し、地域の行事への積極的な参画を実施し、地域の中のあかりとして活動を行う。

## Ⅶ 甲賀市学習支援事業「学んでいコウカ」甲賀教室

### 基本方針

この業務は、生活困窮者自立支援法第7条第2項第2号に規定されている生活困窮者世帯の子どもに対し、学習の援助を行う事業を実施するもので、子どもたちに貧困が世代を超えて連鎖することのないように、生活環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもが自らの力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけることができるようにすることを目的とする。(業務委託特記仕様書より抜粋)

### 活動計画

- ・年間開催 40回
- 毎週金曜日 17:30～19:30

### サービス提供の具体的事項

甲賀市、特に甲賀圏域で生活されている小学生から高校生を対象に、施設で調理した出来立ての食事を提供する。食事の提供時には出来る限り配膳や下膳を自らが行き、調理してくれた方への感謝の気持ちが育めるよう指導する。

学習支援は学校の宿題の進捗状況に応じて、本人のペースに合わせて支援を行う。兄弟姉妹が多いが、世代を超えて教室の中で交流し、自愛、他愛の心を持って、将来社会人となった後にも自律した生活を送れるよう支援する。

## Ⅷ その他共通事項

### 1、個人情報保護について

ご利用者、ご家族、代理人などの個人情報の保護については、個人情報保護の基本規程に則り、個人情報の取り扱いについて周知徹底していく。

広報活動の強化に伴い、さまざまな場所で写真等を使うことになるため、改めて取り扱いについて確認を行う。

### 2、基本的人権の尊重

企業の社会的責任は重大であるとの認識に立ち、差別のない明るい職場・社会

を実現するため、全職員自らが意識改革を図り、あらゆる機会を通じ、施設全部門をあげて人権尊重を基本とした企業活動を推進する。

### 3、事業継続計画

災害時の福祉避難所としての機能強化に努める。災害時及び感染症発生時の事業継続計画の策定と、備品の管理、訓練を実施する。

職員間での情報共有のネットワークを「LINEWORKS」を有効活用する。

それに伴い、太陽光パネルの新たな設置により電力料金の削減と非常世電源として活用できる方法を模索する。

### 4、地域貢献

当法人には社会福祉充実計画の作成義務はないが、現在の限られた人員の中で地域福祉に一助となるアイデアを出し、居宅サービス、居宅支援サービスを中心に、法人運営の負担とならない範囲内での貢献を検討する。

### 5、感染症対策

引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生及びクラスターを起こさせないよう、スタンダードプリコーションを実践する。